

16. 記憶・教訓の継承（8章）

■ 経緯

- 復興構想会議の復興構想7原則の原則1として、追悼と鎮魂、震災の記録・教訓の次世代への伝承、国内外への発信。
- 平成23年7月の復興基本方針では「地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備」「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備」と明記。
- 令和3年3月の復興基本方針では「被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ情報発信」「多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要」と明記。

■ 概要

- 自然災害では初めて、政府主催追悼式を開催（1～10周年）。
- 平成25年3月に国立国会図書館の東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」公開。被災自治体におけるアーカイブ作成を支援。
- 震災関連の行政文書等については、保存期間の満了後、国立公文書館に移管する等特別な取扱い。
- 震災遺構の保存等を復興交付金で支援。
震災伝承ネットワーク協議会が設立され、各地の伝承施設をネットワーク化する「3.11伝承ロード」を推進。
- 被災3県それぞれに県が運営する伝承施設が開館。
- 地域における伝承活動について、県が団体間の連携等を推進。国としては語り部派遣等を支援。
- 復興過程の自治体等の取組事例から令和3年3月に「教訓・ノウハウ集」を作成・公表。
- 東京オリンピック・パラリンピックを「復興五輪」と位置づけ、福島県発の聖火リレー、被災地での競技開催等を実現。

■ 実績

- 令和4年10月現在「ひなぎく」で検索可能なコンテンツは、57データベースから約470件。
- 震災伝承ネットワーク協議会による震災遺構等の伝承施設の登録総数は309件。共通ピクトグラムや案内標識による一体的な発信を実施。等



「ひなぎく」ウェブサイト



津波遺構たろう観光ホテル



伝承施設のピクトグラム

■ 評価・教訓

- 資料散逸と記憶風化を防止するためデジタルアーカイブ等が重要。「ひなぎく」には大変意義があるとの評価がある。
- 被災市町村のマンパワーには限りがあるため、大規模災害時の関連資料の収集やアーカイブ構築は都道府県が行い、市町村の人的・財政的負担を軽減することが重要との意見がある。
- 被災により土地の歴史文化・郷土芸能・民族生活などが失われてしまうため、事前にアーカイブしておくことが重要。
- 震災遺構の保存や追悼施設の整備に復興交付金が活用できて良かったとの被災自治体からの評価がある。
- 震災遺構等リアルなアーカイブを含めたコンテンツの全体像について、タイムリーに更新すべきとの意見がある。
- 震災伝承活動についての実態把握とフォローアップが十分でないとの指摘がある。